

(議事録)

平成28年度

第1回 嬉野市伝統的建造物群保存地区保存審議会

平成28年7月25日(月) 14:00～

於 歴史民俗資料館 2階会議室

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 教育長あいさつ
4. 新委員紹介
5. 事務局紹介
6. 新会長選出および会長あいさつ
7. 議事

(1)報告

○平成27年度事業報告(事務局および各担当設計士より)

▶西岡家 付属屋および座蔵

- (設計士)
- ・元の建物からほとんど手が入られていない、元のままで修理している
  - ・付属屋は正面の開放になっていた部分にガラス戸と障子を入れた
  - ・トイレを設置、座蔵1階部分を茶室として利用可能

▶A家主屋

- (設計士)
- ・パラペットを取り外したが、施主の意向で今回は1階部分は修理せず、段階的に行う予定
  - ・内部はほとんどいじっていない(構造補強のみ)

▶山下水路(直営事業)

- (事務局)
- ・孕みとズレを確認、荒天時など危険と判断
  - ・石積みを全部取り除き、番付をして整理、番付に沿って練積みで修復
  - ・石垣ぎりぎりまで隣家所有の建物があったので、一時撤去。工事後、倉庫部分のみ復旧(トイレ部分を除去)

○平成28年度事業計画(事務局および各担当設計士より)

▶B家主屋

- (設計士)
- ・パラペットを除去、後で作られた店舗前面部分を解体、痕跡を調査中
  - ・西側は大きく縮められているため、以前はもっと大きかったはず
  - ・東側は本家との間に下屋があったと推測
  - ・屋根の形は大屋根の片流れ。元からののぼり梁を使って葺き下ろされた珍しいデザイン
  - ・今年度は構造補強・屋根の修理のみ。来年度、活用を考えた造作の予定

▶C家土蔵

- (設計士)
- ・基本的には現状のまま修理

- ・出入口が2カ所あり正面から見た姿は同じだが、形状や建具の作り等が若干異なる
- ・もろ壁が切り取られて後から作られた痕跡がある
- ・古い入口の頬杖に修理の跡がある、元は持ち送りだったものか
- ・新しい方は「せん」の跡があり、桁のほぞがある、桁が通っていたのだから
- ・柱自体には貫がなく、開口だったものか
- ・庭側の窓は上下の庇の形状が若干異なる、のちに修理をされた痕跡があり元々は両方とも同じ形状だったものか
- ・1階窓部分の下地辺りに、のちに手を入れられた跡がある。もとの形状は2階と同じであろうと推測
- ・昭和20年代ごろに合わせて修理を進めている

▶D 寺石垣

(事務局)

- ・平成26年度に向かって右側に孕みが出ていたので、修理を行っている。長さは14m、番付をして外して積みなおした
- ・今年度は前回の続きから始める、上3段目までにズレがみられる
- ・長さ20.2m、高さ約1m、前回と同じやり方で取り外して積み直す
- ・上が土羽になっている、土羽部分は市の「急傾斜地崩壊危険地域」に指定されているので「急傾斜地崩壊防止事業」(「建設・新幹線課」担当)で行う予定
- ・両方、同時期に発注(10～11月)し別の形で契約を進める予定

▶荷揚げ台

(事務局)

- ・RC造(鉄筋コンクリート)の門型ラーメン、昭和39年建造
- ・修理は今年度より始まった「文化財建造物等を活用した地域活性化事業」の補助を活用、市の直接事業として3ヵ年で実施予定
- ・本年度は耐震診断と補強設計を行い、29・30年度で修理予定
- ・傷みの具合については、一部完全に鉄筋が露出している状況である
- ・鉄筋の不足部分は鉄筋を増やす、露筋部分は錆取りの処理をして埋める

▶委員による町並み評価

(委員)

- ・町並みが落ち着いてきたと思う
- ・今後、伝建の在り方が変わっていかざるを得ない状況にあるのが気になる

▶質疑応答

(会長)

- ・質疑応答を行う、まずB家について

(委員)

- ・痕跡図についての説明をお願いする

(設計士)

- ・痕跡図を作る前に県の文化財課担当者から指導を受け、建具の形態や部屋の配置から元々の建物の姿を復原するように設計した
- ・正面の建具ははっきりしているが階段の位置が不明確、何度となく修理が重なったと思われる

- ・立面図 2 階に単窓が 2 つあるが、のちの改造。復元の年代と合わせていく
- ・今後も調査を続けるので痕跡図は随時修正する
- (委員) ・補足。痕跡で簡単に判断できないところもあるが、2 つの単窓は後から作られたもの、座敷もあったが床の間は比較的新しい
- ・ 1 階部分も手前に張り出していた時期がある
- ・どの時期に設定するかを決め、時間をかけて痕跡調査を行ってほしい
- (会長) ・来年度、痕跡等が出た場合は審議会でも話し合ってもらいたい
- (委員) ・現在は土壁のようだが、漆喰は残っているか
- (設計士) ・漆喰は残っていない。たぶん漆喰だとは思いますが、部分的に少ない
- ・東面は現在トタンがかぶっていて何とも言えない、未確認
- (委員) ・塩田に土中塗仕上げの大壁は他にあるか、漆喰が必ず塗ってあるのか
- ・有田には土中塗仕上げが存在する、塩田でも可能性は否定できないのではないか、漆喰が見えないのが気になる
- (設計士) ・今後、気を付けて見ていきたい
- (委員) ・ 1 階床伏図を復元しているが、中央に柱はなかったのか
- (設計士) ・なかった。土間にも礎石が見当たらず、ほとんど間仕切りがない土間の広い建物であったと考えられる
- (委員) ・後世の改造と思われる単窓だが、いつ頃のものか分かる手がかりはあるか
- (設計士) ・今は木製建具の引違戸、下地を見ても枠外に引違の時代があったと思われる、決して鉄扉ではなかった
- (委員) ・後世の窓であれば（元々壁であったなら）貫が通った跡があるはずだが
- (設計士) ・貫がある。ほぞがあるにしても単窓構成のための貫が通らないので、後で貫がとられたような感じ
- (委員) ・補足。貫を通したであろう貫穴が残っている
- ・古い二本溝の敷居があるが今は使っておらず脱落している
- ・今後、整理が必要
- (会長) ・続いて C 家土蔵についての質問はあるか
- (委員) ・建築年代はいつ頃か
- (設計士) ・未確認、主屋（大正～昭和）が建った後に土蔵ができたと思われ大正から昭和頃の建造であろう
- (委員) ・庇の下地小舞の違いも明らかになっているのか
- ・側面上窓の庇の下地は後からできたものと言われるが、下の窓とは明らかに違うのか
- (設計士) ・下地は大体同じだが、のちにボルトが通っている
- (委員) ・ 1 階と 2 階の意匠が違うから年代が違うという判断は難しいと思うが
- (設計士) ・材はほとんど同じだが、下の窓は下地が何枚か打ち付けてある
- (委員) ・修理の時に補強したということか、上下とも窓自体は同じか
- (設計士) ・そうである

- (会長) ・D 寺石垣について質問はあるか
- (委員) ・今回修理するのは上3段部分だけか
- (事務局) ・伝建事業ではそうである。石垣の上の部分は別の事業で、工事は同時進行で行う予定
- (委員) ・今までの工事は伝統的工法を踏襲していなかったと思うが、今回はどうか
- (事務局) ・見た目ではわかりづらいようにする。中身はコンクリートを使った練積み
- (委員) ・水抜きを入れなくてはならないとされているので、目立たないようにしたい
- (事務局) ・伝建以外で土羽の部分も修理されるということだが、どういう工法を取られるのか、景観上に配慮した方法でお願いしたい
- (事務局) ・コンクリート製の正方形の法枠を並べて、中に泥を入れ種子をつけて草を生やすという方法、現状がそうなっている
- (委員) ・環境物件の樹木を残しつつ、それ以外のところを法面で補強する
- (事務局) ・新たに作り直すということか
- (委員) ・そうなる、一部土羽が完全に陥没しているため
- (事務局) ・法枠の見え方はどうなるのか
- (事務局) ・工事をした直後は枠が目立つと思う。ゆくゆくは緑で覆われるがそれまでには何年かかかるだろう
- (委員) ・今回工事をしたら何年くらい持つのか
- (事務局) ・土羽についてはほぼ永久的に大丈夫だと思うが、環境物件の樹木が影響するかもしれないと考えると何とも言えない
- (委員) ・環境物件の樹齢はどのくらいか
- (委員) ・報告書の町並みの古写真に写っており、大正時代にはすでに存在する
- (会長) ・樹木と石垣の関係も今後の調査課題になるだろう
- (委員) ・続いて荷揚げ台について
- (事務局) ・伝建地区の位置づけでは「工作物」にあたるか
- (委員) ・そうである
- (事務局) ・修理にかかる費用はどのくらいか
- (事務局) ・現在の概算では1工作物あたり650万円くらい、それが4つ。補強の方法によって変わってくるだろう
- (委員) ・昔、船から陶石を吊上げていたような動かし方に戻すことは可能か
- (事務局) ・不可能ではないと思うが動かすとメンテナンス等が必要となる
- (委員) ・古写真を見る限り部材も小さく、現在の安全率などを考えるともっと小さくなり、レプリカになる恐れがある
- (委員) ・観光に来られたお客さんがなかなか理解しにくいので、昔の姿がわかるようにして少しでも説明しやすくしたい
- (委員) ・見た目だけでもいいのか
- (委員) ・見た目だけでもいい、地元の人は知っているから残したいと思うが外から来たお客さんはわからないと思う

- (事務局) ・様々なプランがあると思うが、今年の耐震診断を見てから財政等と協議して判断したい  
 ・案として提示できるようなら来年度行ないたいが、モニュメントだけだと厳しいと思われる
- (会長) ・その他、全体で質問はあるか
- (委員) ・円田家の底は2階の塗りこめ底に合わせるのか
- (設計士) ・そうなる。道路側にも単窓があるが、後の改造であり時代が不明なので現在のままで残す

## (2)審議

○平成29年度事業計画について(事務局および町並み保存会建築士部会より)

### ・修理希望アンケート報告

- (事務局) ・回答の内訳は、「来年度すぐにしたい」が5名、「いずれやりたい」15名、コメントのみ1名  
 ・6月10日にE家・F家・D寺を、現地確認とヒアリング  
 ・E家は、後日確認したところ「アンケート調査時には体調も良く、屋根だけでもやりたい気持ちがあったが、今現在、体力的・精神的にも不安があるので、来年度の候補からは外して頂きたい」とのこと  
 ・G家は、アンケート提出が遅れたため現地確認とヒアリングは未実施。設計士さんが確認したところ、現状変更程度の修理になりそうとのこと  
 ・F家とD寺について、ヒアリングおよび建築士部会の所見の説明を設計士さんにお願ひする
- (設計士) **【F家について】**  
 ・基本的に屋根替えのみ希望、数年前に雨漏りのため応急処置をしている  
 ・玄関付近は増築と思われる、この部分を残したまま修理できるか疑問  
 ・建物も古く、本来なら構造から手を入れるべきだが予算の関係もあり、現状では考えておられない
- 【D寺について】**  
 ・倉庫も本堂の一部であり、保存物件の対象  
 ・土羽が下がった関係で一部柱が浮いている状況  
 ・以前から希望を出されていたが石垣を先に安定させるため待ってもらっている、今年度に石垣修理が終わるので修理を行いたいとの希望  
 ・痕跡調査は未実施、事業が決定してから行う
- (事務局) ・続いて、アンケートとヒアリングに関する所見を報告する  
 ・近年のアンケート調査では、屋根のみの修理希望が大半  
 ・要因は、老世帯が増え、家屋の全体的な修理を行う体力が無い／後継者が帰ってくる予定がない／自己資金の都合等  
 ・今後も「屋根だけを修理したい」という希望が増えると思われる

- ①「建物がこれ以上傷まないこと」を第一とし、建物自体の保存のため、屋根のみの修理でも補助の対象とする
- ②「塩田津らしい」歴史的景観を保存・回復し後世に伝えるために、パラペットを外すなど正面の復原も含めた屋根修理を補助の対象とする
- これから伝建事業を進める上でどちらの方針にするか、審議を願いたい
- ・昨年度修理されたA家は、当初「パラペットは外したくない」と言われていたが、最終的には保存会からの説得に応じて頂いた経緯がある
- (会長) ・今までの事業と今回の事業予定が大きく変わっている、屋根の修理を認めるか認めないかで今後の方針が大きく変わるので意見を伺いたい
- ・屋根を修理事業で行うとなれば他の部分的修理にも派生してくると思う、その点についても意見を伺いたい
- (委員) ・F家の建築年数ほどのくらいか
- (事務局) ・不明である
- (委員) ・小規模修理自体が条例上採択できないようになっているのか
- ・修理の大小、国の補助に関係なく市で予算を確保することが今後は必要ではないか、部分修理は条例上「補助事業ではない」とは言えないのではないか
- (委員) ・いままで伝建では一部の修理は認めないという申し合わせでやっていたのでこのようなことはなかった、しかし今後は様々な事情が出てくると思われる
- ・雨漏りしたままでは傷んでくるが、建物の軸が歪んだ状態で屋根だけ修理するのは逆に危険である。それで修理が無駄になった事例も他地区ではある
- (委員) ・有田では部分修理を認めているのか
- (委員) ・認めているというより伝建の条例上、小規模修理がだめという理由はない
- ・塩田では審議会での申し合わせで事業を採択しているということだったが、条例で補助要綱が決まっていて、それに基づいて事業をされていると思う。実際に指定を受けている家屋の所有者が補助事業に申請された場合どうするかということ
- (委員) ・昨年の計画の際、県から工事費が200万円以下だと国は補助をしないという話があった。事業として要望があれば対処するが市の持ち出しでやらなければならない、市がどうやって対処するかという問題が出てくる
- ・そういう事業はこれからも出てくるだろう
- (委員) ・所有者は「修理をするなら復原を」という規制を受けて生活している。補助金があれば部分的でも復原をするという話であれば、自治体が条例を決めた以上寄り添う方がいいと思う
- ・小規模修理も景観を戻すための補助事業なので、所有者と修理範囲を相談したうえで総合的に個別案件として考えなければ難しいだろう
- ・ただし、小規模修理は判断が難しい。変な線引きにならないように

- (委員) ・ F 家は玄関部分を改修しており、実際復原するとなれば減築になるはず  
 ・ 施主が活用するために増築した経緯があるので、保存物件を修理で、増築部分を修景事業として挙げていいものだろうか
- (委員) ・ 修理修景の補助を同時に受けるのではなく、どちらかの上限のなかでやらなければならないと思う
- (設計士) ・ 増築部分を残すということは修理事業としては違和感があるが、可能か
- (委員) ・ 除却するのが理想だが生活する以上必要ならば難しい
- (委員) ・ 保存修理として全体を持っていくと除却になるか
- (委員) ・ そうなる
- (委員) ・ 来年度は屋根のみ、次年度以降で段階的に行うとされているが
- (委員) ・ 軸組みが傷んでいる状態で屋根だけというのは厳しいと思う
- (会長) ・ 部分修理の許可については、A 家の経緯のことが引っ掛かる
- (委員) ・ パラペットはとらないと屋根にも影響をきたす、大きな要素であると思う
- (委員) ・ 瓦だけでもしたいという希望に合意できれば一番いい  
 ・ 塩田津が伝建地区になったとき賛成は 100%ではなかったと思うが、10 年が経ち協力もして頂いている  
 ・ 柱が曲がっているのに瓦だけというのは賛成できないが、土台がしっかりしているので瓦だけという人には合意をしたい
- (会長) ・ 屋根プラス外壁については（所有者に）相談するという前提で、無理ならば屋根だけでも、いずれは外壁その他のところまで修理をお願いするという方向でよいか  
 ・ 今回は次年度の決定というよりも、まず相談をしながら様子を見ていくという方向でまとめる

### (3)その他 連絡事項等

#### ○新築案について（担当設計士より）

- (設計士) ・ 場所は上町地区、施主本人も 10 数年住んでいた経緯がある  
 ・ 伝建地区であることを考慮に入れながら、話をある程度煮詰めている状態  
 ・ 古写真があり、該当地は元電器屋。隣家との間に空間があり、下屋で接続していたのではないか  
 ・ 施主は当初、家の正面を駐車場にして車を 3 台停めたいという意向だったので、駐車場部分は平屋の予定だった。しかし、町並み壁面線を揃えるため 2 階建てにし車を 1 台外に停めるようにした  
 ・ 正面全体に板の引き戸を設けた  
 ・ 2 階の桁までの長さは生活に合わせたが、できるだけ低く設定している  
 ・ 町並み許可基準はクリアしている  
 ・ 側面は「原則」閉鎖的構成にするとあったが、採光のため窓を設けている  
 ・ 川側に関しては子供たちを遊ばせたいという希望があり、目隠しを設けた

い。当初、木製ということだったが長く持たないので別の材料を予定している

(委員) ・許可基準に合っているようならば問題はないと思う

(委員) ・町並み許可基準にある「側面の閉鎖的構成」とは、元々の町屋は隣家とほとんど距離がない場合が多いことを想定した基準ととらえる。隣家との距離を考えたら今回は該当しないと思う

(委員) ・川側の塀に関して金属製だと景観に問題が出るのでは  
・川側の塀だけでも修景でできないか

(事務局) ・今後検討したい

(設計士) ・塀部分だけ再考が必要ということであれば施主と話し合っていきたい

#### ○街かん事業についての連絡（事務局より）

(事務局) ・メインストリートを国交省の「街なみ環境整備事業」で整備している  
・歩道部分には目地をつけている  
・保存地区防災計画に基づいて消火栓を50m間隔で設置  
・去年は佐賀銀行の交差点と上町線的美装工事、消火栓の設置を4か所行った

・当初3ヵ年で終了する予定だったが今年度の補助金が大幅に減額になったため、もう1年くらいかかると予想している

・今年度は60～70m程度くらい、消火栓は2か所を予定

・住宅の修景整備で上福地区の前田家の木塀の一部を計画している

(委員) ・昨年度の予定で区民に説明していたので、今回の変更について資料を準備してもらいたい

(委員) ・道路美装化の時には路面を切り下げるという計画だったが、今回はどういう予定か。西岡家などは入り口が路面より下になっている、他の伝統家屋などで道路より低くなっているところがあるようならば、計画に盛り込んでほしい

・どんな色で舗装しているのか

(事務局) ・今年度では切り下げを予定していない、将来的にも各家の出入り口が固定されているので排水などの関係で戻せるかはわからない

・車道は茶色、歩道は石に見立てて目地を作った緑がかかったグレー、路側帯は警察署との協議でグレーのラインを引いている

(委員) ・施行の時期はおくんちのあとか

(事務局) ・その予定である

#### ○佐賀文学について（事務局より）

(事務局) 『佐賀文学』の最新号に、委員が執筆した伝建地区を舞台にした小説が掲載されている。ぜひ読んでほしい



## 8. 閉会

次回は11月頃に開催予定